

(別紙様式2)

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 栃木県
農業委員会名： 栃木市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成31年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	8,190	1,660				9,850
経営耕地面積	6,997	763	585	159	19	7,760
遊休農地面積	60	39	39			99
農地台帳面積	8,448	1,881	1,722	159		10,329

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	5,461
自給的農家数	1,662
販売農家数	3,799
主業農家数	746
準主業農家数	818
副業的農家数	2,235

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	9,555
女性	4,051
40代以下	560

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	607
基本構想水準到達者	95
認定新規就農者	15
農業参入法人	32
集落営農経営	23
特定農業団体	
集落営農組織	23

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 元年 7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	25	25
認定農業者	—	17
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	5
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	78	78	78

※現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	9,850 ha	5,152 ha	52.30%
課 題	農地を貸したい人は多く存在するが、その多くが条件の悪い農地の為、借りる人がなかなか見つからない。需給のアンバランスが生じており、マッチングが困難な状況である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
5,342 ha	5,152 ha	110 ha	96.40%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	平成29年度中に農地の出し手となる可能性のある農地情報がある程度まとまったので、その農地を借りてくれる、買ってくれる農地の受け手を探す活動に移る。
活動実績	4月～8月:農地の担い手(認定農業者、農地所有適格法人等)を定期的に訪問し、借りたい農地、買いたい農地の場所や面積、条件等を聞き取り調査することにより、農地の出し手との仲介活動を行った。 9月～3月:上記の活動に加えて、現在の農地の貸借期間が満了する前に、継続可能か確認し、対応が必要であれば、次の借り手を探すなど、農地の集積・集約化を推進する活動を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	活動すればただけ成果が上がるというわけではないため、目標には届かなかった。
活動に対する評価	予定していた活動は、ほぼ達成できたが、農地の出し手と受け手のマッチング活動を成果に結びつけることは想像以上に困難であった。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	29年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	6 経営体	7 経営体	3 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	9 ha	200 ha	15 ha
課題	営農計画、資金計画等、準備が万全でないと、途中で計画が頓挫する場合が見受けられる。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成30年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
10 経営体	6 経営体	60%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
20 ha	9 ha	45%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	新規就農の相談があった場合には、要望に応じた情報提供や農業関係機関の補助金制度に合致できるものがないか、確認する。
活動実績	新規就農希望者の相談を毎月受け付け、農業委員会会長、会長職務代理者、地元農業委員との面談を行った。【4/10,5/10,10/10,2/8,3/8に実施 合計で8経営体に対して実施】

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	新規参入の経営体数、集積面積ともに目標には届かなかった。
活動に対する評価	事業計画や資金計画について、適切なアドバイスが出来た。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	9,850 ha	99.0 ha	1.00%
課 題	現在、高齢の農業者が管理している農地の多くが、後継者がいないため、今後、遊休農地(耕作放棄地)となることが予想される。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成30年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
10 ha	11 ha	110%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査		78人	7月～8月	9月～10月
調査方法		農地利用最適化推進委員が、昨年度の結果を基に、新規に発生した遊休農地、解消された遊休農地等を調査した。			
農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～1月				
その他の活動					
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		78人	7月～8月	9月～10月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月～1月	調査結果取りまとめ時期	1月～2月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数:	492筆	調査数:	筆
	調査面積:	45 ha	調査面積:	ha	
その他の活動					

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	遊休農地解消の目標を達成することが出来た。
活動に対する評価	市内全域を78人の農地利用最適化推進委員が担当区域をくまなく調査したため、精度の高い調査が可能となっている。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成31年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	9,850 ha	0.5 ha
課 題	残土等の不法投棄が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成30年度実績

実 績①	増減(B-①)
0 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	引き続き農地パトロールを徹底して行うことにより、早期発見、未然防止を図る。 違反転用の解消については、指導を継続する。
活動実績	是正指導を継続して行った。また、違反転用の発生を防止するため、7月から8月にかけて農地パトロールを徹底して行った。
活動に対する評価	是正指導を継続する必要がある。また、農地パトロールを徹底して行うことにより違法転用されそうな農地を早期に発見し、未然に防止する必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 119件、うち許可 119件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認並びに事務局事前現地調査、農業委員と事務局合同現地調査の実施			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	事務局の説明、事前調査委員長の報告に加えて、パワーポイントを使用した現地の写真をスクリーンに映し出し、総会出席者全員の目で確認してから、審議している。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録作成(事務局備え付け公表)			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 133件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認並びに事務局事前現地調査、農業委員と事務局合同現地調査の実施			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	事務局の説明、事前調査委員長の報告、地元委員の意見聴取に加えて、パワーポイントを使用した現地の写真をスクリーンに映し出し、総会出席者全員の目で確認してから、審議している。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録作成(事務局備え付け公表)			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		36法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		32法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 件	公表時期 平成 年 月
		情報の提供方法:	
	是正措置		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 件	取りまとめ時期 平成 年 月
		情報の提供方法:	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	10,394ha
		データ更新: 毎月一回	
		公表:	
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし 〈対処内容〉 なし
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし 〈対処内容〉 なし

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

窓口にて公表

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	<p>提出先：栃木市長、栃木市議会議長</p> <p>(1) 農地の利用集積について ア 農地の利用集積について農地中間管理機構や市独自の組織である栃木市農業公社を活用することは農地の出し手や受け手にとってメリットが大きいところであります。農地の利用集積を一層推進するために、これらの組織の活動内容について、例えば広報とちぎに「農業情報コーナー」を設けるなどして更なる周知を図るとともに手続きの簡素化が必要と考えますのでご検討くださるようご提案申し上げます。 イ 現場における農地の幹旋の進め方についても、市、市農業公社、農業委員会、及びJA等が連携を密にして調整を図り、出し手受け手の合意の取り付けに努めるべきと考えますので、ご検討くださるようご提案申し上げます。</p> <p>(2) 遊休農地対策について ア 雑草が繁茂した遊休農地は、有害鳥獣被害の拡大、害虫発生、周辺農地への雑草拡散さらには火事や犯罪の温床となる恐れがあり、その発生防止と解消が必要であります。市には「栃木市をきれいで住みよいまちにする条例」があり行政代執行の仕組みはあるが、容易く執行できるものではありません。そこで、現行条例の見直しなど法整備の面から雑草管理について効果の上がる制度を再検討されることをご提案いたします。 イ セイタカアワダチ草など耕起できないほどに伸びてしまった雑草を刈り取るためには、ハンマーナイフモア等の機械が有効と考えます。ついては、市農業公社が所有する草刈り機械が今以上に使いやすくなるよう改善していただくとともに、ハンマーナイフモア等の大型草刈り機について各地域に一台ずつ配備するなど、安価な負担で容易に借り上げられる仕組みもしくは業務委託できる仕組みを構築することが遊休農地解消の手段の一つと考えますので検討願いたくご提案いたします。</p> <p>(3) 新規参入の促進について 新規参入については、参入者の農業に対する認識不足、農地や設備の不備、土地を貸す農家との信頼関係など、様々な課題があります。現在、市には農業インターンシップ制度があることは承知しておりますが、研修会、補助制度、相談窓口など支援する仕組みの更なる充実を図るとともに一層の支援制度PR活動を進めることを検討されるようご提案いたします。</p> <p>(4) 担い手対策について ア 農業が魅力ある職業、つまり儲かって生活も安定していると思えるものでなければ、新規参入者も担い手も増えません。そこで、どのように経営すれば儲かるか、生活が安定するかなど、情報発信に努め農業の魅力をPRすることについて検討されるようご提案いたします。 イ 婚活イベントを地道に毎年続けることが大切と考えておりますので引き続き取り組まれるようご提案いたします。</p>
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している